

秘書官

昭和十八年四月十二日

昭和十八年四月拾參日接受

星野内閣書記官長

大臣

政務

外務

次官殿

河野

通知

追テ第日ハ地方長官會議ニ於ケル地方長官關係トノ生産増進ニ關ス

ル懇談之有リ候間貴省大臣、貴官並ニ關係局長ハ同日午前九時半内

閣總理大臣官舎ニ御參果相成談御出席相成度尚右出席者名ハ前日迄

ニ取攝ノ御回報相煩度

大日本帝國政府

人事課
丙第一〇六九號

昭和十八年四月五日

内務大臣官房人事課



昭和十八年四月六日

接

外務大臣官房人事課長殿

地方長官會議ニ際シ貴省關係官同會議ニ御出席ノ際ハ連絡ノ都合モ有之候ニ付夫々開議五分前迄ニ當省左記ニ御待合セ被下様御取計相煩度此段得貴意候

記

一、大臣、次官及秘書官

大臣室

(二階中央)

一、其ノ他

各省關係官控室

(五階第二會議室ノ隣室ニ設ク)

(分類) 45.3.0.5

秘書

内閣閣乙第六〇號

昭和十八年四月十二日

内閣官房總務課長

稻田

周



昭和十八年四月拾四日接受

外務大臣秘書官殿

本日地方長官會議ニ於ケル東條内閣總理大臣ノ訓示ニ部送付ニ及ビ候追テ貴省大臣ノ訓示或ハ指示事項等ニシテ地方長官ニ配付セシモノ之有リ候ハハ三部御送付相煩度候

地方長官會議ニ於ケル内閣總理大臣訓示

(昭和十八年四月十二日)

大東亞戰爭開始以來既ニ二年有半、御稜威ノ下皇軍將兵ノ善謀勇戰ト、統後國民ノ總力發揮トニ依ツテ、帝國ガ世界史上比類ナキ大戦果ヲ舉ゲ、米英ノ屈服ヲ目指シテ堂々ノ歩武ヲ進メテ居リマスルコトハ、御同慶ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

今ヤ帝國ハ最後ノ勝利ヲ目指シテ、國ノ全力ヲ舉ゲテ戦ヒ續ケテ居ルノデアリマス。此ノ曠古ノ大戦争ニ於テ、我が勝利ヲ決定的ノモノタラシムル爲ニハ、蓋シ今後ノ二年間ニ於ケル戦力ノ増強如何ガ、其ノ鍵ヲ爲シテ居ルノデアリマス。今後ノ一年コソハ、正ニ帝國ノ隆替ヲ決スベキ重大ナル年デアリマス。

畏クモ 天皇陛下ニ於カセラレマシテハ、昨年十二月十二日、皇大神宮ニ御親拜アラセ給フタノデアリマス。有史以來未ダ曾テタメシ無キ征戰途上ノ御親拜ヲ拜シ、聖慮ノ程ヲ拜察シ奉リ、只々恐懼感激ニ堪ヘヌ次第デアリマス。私ハ諸君ト共ニ、全力ヲ盡シテ御奉公ニ萬全ヲ期シ、以テ 聖慮ヲ安ンジ奉ラシコトヲ固ク誓フモノデアリマス。此ノ大戦争ノ眞只中ニ在ル帝國ノ國內施策ハ、一切ヲ舉ゲテ、勝ツコトノ爲ニ集中セネバナラヌコトハ、更メテ多言ヲ要シナイ所デアリマス。政府ガ此ノ方針ニ基イ

テ、先般帝國議會ニ提出シタル豫算案及法律案ハ、悉ク協賛ヲ經テ既ニ實施セラレツアルノデアリマス。之等ノ實施ニ關シ、諸君ノ力ヲ致スベキ事項ニ付キマシテハ、各所管大臣ヨリ夫々指示スルコトト致シマスルガ、今日ニ於ケル諸君ノ御奉公ノ目標ハ、精神的方面ニ於テモ、又物的方面ニ於テモ、一ニ戰力ノ增強ニアルコトヲ銘記セラレ、渾身ノ力ヲ之ニ集中シテ行政ノ運営ニ當ラレ度イノデアリマス。現下喫緊ノ要務タル生産ノ增強ニ關シマシテハ、諸君ニ於テモ、格別盡力セラレテ居ルノデアリマスルガ、昨年末以來各方面ノ努力ノ效著シク現ハレ、各部門共良好ナル成績ヲ舉ゲツアリマスルコトハ、洵ニ欣幸ニ堪ヘナイ次第デアリマス。政府ニ於キマシテハ、特ニ鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等、重要物資ノ生産增強ニ付イテハ、特別ノ手段ヲ採ルコトトシ、既ニ戰時行政特例法等ノ御制定ヲ仰ギ、從來ノ行キ掛リニ捉ハレズ、法規ノ掣肘ヲモ除ク途ヲ拓イタ次第デアリマスルガ、今後各方面ニ亘ツテ更ニ工夫ヲ凝シ、諸計畫ニ何等遲滯ナカラシムルハ素ヨリ、一步進ンデ計畫量以上ノ増産ヲ期シテ努力致ス所存デアリマス。諸君ニ於テモ時局ニ鑑ミ、政府ノ意ヲ體シ、區々タル準繩ニ捉ハレズ、適時適應ノ處置ニ出デ、思ヒ切ツテ生産增強ノ指導ニ當ラレンコトヲ切ニ望ム次第デアリマス。此ノ重大時局ニ直面致シマシテ、最モ緊要ナルコトハ、一億國民ガ常ニ必勝ノ信念ヲ堅持シ、飽ク迄モ強靱ナル闘志ヲ以テ戰ヒ抜クコトデアリマス。今ヤ國民ハ戰ヒニ勝タンガ爲ニ、不自由ヲ忍ビ、艱難ニ

堪ヘテ各自ノ最善ヲ盡シテ其ノ業ニ勵ンデ居ルノデアリマス。愈、必勝ノ信念ヲ固クシ、生活ノ刷新、消費ノ節約、貯蓄ノ增強ニ徹底シ、如何ナル事態ニモ動ゼザル質實剛健ニシテ、清新簡素ナル戰時生活ヲ確立セントシテ居ルノデアリマス。肇國以來幾度カ國難ヲ突破シテ參リマシメ大和魂ハ、今こそ其ノ威力ヲ最高度ニ發揮セラレントシテ居ルノデアリマス。諸君ハ此ノ國民ノ盛リ上ル忠誠心ヲ愈、昂揚シ、臣道實踐ノ實ヲ舉ゲ、官民一致聖戰完遂ニ邁進センコトヲ期セラレ度イノデアリマス。尙此ノ機會ニ於テ私ハ二三ノ點ニ付キ率直ニ私ノ心境ヲ吐露シテ諸君ノ實行ヲ要望致シ度イト思ヒマス。

今後戦局ノ進展ニ伴ヒマシテ、更ニ國民生活ノ上ニ種々ノ影響ガ生ズルコトモ想像セラレルノデアリマスガ、國民ガ愈、奮起シテ之ニ堪ヘ、之ヲ克服シテ行カネバナラヌコトヲ思ヒマスレバ、官吏タル者ハ此ノ時局下ノ國民ニ對シテハ、飽ク迄モ暖キ思ヒ遣リノ心ヲ以テシ、出來得ル限り懇切丁寧ヲ旨トシ、國民ガ不安ヤ不満ヲ抱クコトナク進ンデ各、ノ業ニ勵ム様ニ特ニ努メネバナラヌノデアリマス。苟モ諸君ノ管下ニ於テ、不安ヲ抱キ、又ハ不満ヲ有スル者ガアツタナラバ、諸君ハ之ヲ積極的ニ導キ、丁寧ニ教ヘ、以テ諸君ノ管下ニ、斯ノ如キ者ノ一人モナカラヌコトヲ期セネバナラヌノデアリマス。斯クシテこそ、民ヲ視ルコト子ノ如シト慈ミタマフ 大御心ニ副ヒ奉ルコトモ出來非常時局下ノ複雑ナル行

政ノ圓滿ナル運行ヲモ期シ得ルノデアリマス。

又官紀ノ肅正ニ付イテハ既ニ屢、私ノ訓示シタ所デアリマスガ、時局ノ進展ト共ニ、官吏タルモノハ愈々自ラヲ省ミテ言行ヲ慎ミ、眞ニ一般ノ儀表タルノ實ヲ具ヘネバナラスノデアリマス。多クノ部下ヲ有スル官吏ニ於テ特ニ然リデアリマス。而シテ部下ヲ率キルニ當ツテハ、常ニ寬嚴宜シキヲ得、一方ニ於テ春風ノ如キ骨肉ノ温情ヲ以テ之ヲ導クト共ニ、邪ヲ正スニ當ツテハ秋霜ノ如キ凜然タル態度ヲ以テ之ニ臨ムコトヲ要スルノデアリマス。之ガ爲ニハ、諸君ハ部下ノ執務上ノ得手、不得手、其ノ他ノ特徴ヲ知ルハ勿論ノコト、健康状態、家庭ノ事情等ヲモ之ヲ詳カニシ、以テ部下ヲシテ心ヲ安ンジテ然モ油斷ナク御奉公セシムル様ニ心懸ケルコトガ必要デアリマス。而シテ之ゴソ部下統率ノ要點デアルト私ハ信ズルノデアリマス。周到ナル注意ト温情トヲ一方ニ持ツテこそ、部下ニ對スル鞭撻モ亦威力ガアリ、一家ノ如キ親シミノ中ニ自ラ侵シ難キ規律アルコトヲ期シ得ルノデアリマス。

今ヤ、政府ハ全力ヲ擧ゲテ各般ノ施策ヲ樹立シ、之ヲ實現徹底セシメ以テ、聖明ニ應ヘ奉ランコトヲ期シテ居ルノデアリマスルガ、政府ノ決定シタル方針ガ、一度諸君ノ許ニ達セラルルヤ、其ノ趣旨ガ速ニ諸君ノ部下ニ又管下一般ニ徹底スル如ク、所謂縦ノ線ガ十分ニ一貫スルコトハ、特ニ現下ノ時局ニ於テハ極メテ必要デアリマス。之ガ爲ニハ諸君ハミヅカラ率先陣頭ニ立ツテ事ニ當リ、行政ノ末梢ニ至ル迄

ノ透徹狀況ヲ機ヲ逸スルコトナク實地ニ付イテ之ヲ調査シ、常ニ新ナル工夫ヲ加ヘテ之ガ滲透ヲ圖リ、以テ聊カノ緩ミヲモ生ゼシメズ、政府ノ意圖ガ正シク、速ニ傳ヘラレ實現セラレル様、不斷ノ努力ヲ續ケルコトガ肝要デアリマス。

私ハ就任以來今日ニ至ル迄、或ハ地方長官會議ニ於テ、或ハ他ノ機會ニ於テ已ニ屢、訓示ヲ以テ所信ヲ披瀝シテ參ツタノデアリマス。從ツテ私ノ訓示ノ趣旨ハ諸君ニ於テモ十分ニ理解セラレテ居リ、又諸君ノ部下ニ對シテモ之ヲ徹底セシメツツアルコトト信ジマスルガ、私ノ此ノ際特ニ強ク希望致シマスルコトハ、之レガ實行セラルルコトデアリマス。之ニ付イテハ切ニ諸君ノ一段ノ努力ヲ要望スル次第デアリマス。

重大時局下ニ於テ諸君ノ御勞苦ハ誠ニ大ナルモノガアルト御察シ致シテ居ルモノデアリマス。而シテ此ノ御勞苦ト御勉勵トニ對シマシテハ、厚ク感謝ノ意ヲ表シテ居ルモノデアリマス。今ヤ時局ハ愈々重大ナラントシテ居リマス。第一線ノ行政ヲ擔當シテ居ラレマスル諸君ノ職責ハ益々重大デアリマス。

私ハ諸君ガ渾身ノ力ヲコメテ、此ノ上共一層奮闘セラレントヲ切望スル次第デアリマス。之ヲ以テ私ノ訓示ヲ終リマス。

地方長官會議ニ於ケル内閣總理大臣訓示

(昭和十八年四月十二日)

大東亞戰爭開始以來既ニ二年有半、御稜威ノ下皇軍將兵ノ善謀勇戰ト、鉞後國民ノ總力發揮トニ依ツテ、帝國ガ世界史上比類ナキ大戦果ヲ擧ゲ、米英ノ屈服ヲ目指シテ堂々ノ歩武ヲ進メテ居リマスルコトハ、御同慶ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

今ヤ帝國ハ最後ノ勝利ヲ目指シテ、國ノ全力ヲ擧ゲテ戦ヒ續ケテ居ルデアリマス。此ノ曠古ノ大戦争ニ於テ、我ガ勝利ヲ決定的ノモノタラシムル爲ニハ、蓋シ今後ノ二年間ニ於ケル戦力ノ増強如何ガ、其ノ鍵ヲ爲シテ居ルデアリマス。今後ノ二年コソハ、正ニ帝國ノ隆替ヲ決スベキ重大ナル年デアリマス。

畏クモ 天皇陛下ニ於カセラレマシテハ、昨年十二月十二日、皇大神宮ニ御親拜アラセ給フタノデアリマス。有史以來未ダ曾テタメシ無キ征戰途上ノ御親拜ヲ拜シ、聖慮ノ程ヲ拜察シ奉リ、只々恐懼感激ニ堪ヘヌ次第デアリマス。私ハ諸君ト共ニ、全力ヲ盡シテ御奉公ニ萬全ヲ期シ、以テ 聖慮ヲ安ンジ奉ランコトヲ固ク誓フモノデアリマス。此ノ大戦争ノ眞只中ニ在ル帝國ノ國內施策ハ、一切ヲ擧ゲテ、勝ツコトノ爲ニ集中セネバナラヌコトハ、更メテ多言ヲ要シナイ所デアリマス。政府ガ此ノ方針ニ基イ

テ、先般帝國議會ニ提出シタル豫算案及法律案ハ、悉ク協賛ヲ經テ既ニ實施セラレツアルノデアリマス。之等ノ實施ニ關シ、諸君ノ力ヲ致スベキ事項ニ付キマシテハ、各所管大臣ヨリ夫々指示スルコトト致シマスルガ、今日ニ於ケル諸君ノ御奉公ノ目標ハ、精神的方面ニ於テモ、又物的方面ニ於テモ、一ニ戰力ノ増強ニアルコトヲ銘記セラレ、渾身ノ力ヲ之ニ集中シテ行政ノ運営ニ當ラレ度イノデアリマス。現下喫緊ノ要務タル生産ノ増強ニ關シマシテハ、諸君ニ於テモ格別盡力セラレテ居ルノデアリマスルガ、昨年末以來各方面ノ努力ノ效著シク現ハレ、各部門共良好ナル成績ヲ擧ゲツアリマスルコトハ、洵ニ欣幸ニ堪ヘナイ次第デアリマス。政府ニ於キマシテハ、特ニ鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等、重要物資ノ生産増強ニ付イテハ、特別ノ手段ヲ採ルコトトシ、既ニ戰時行政特例法等ノ御制定ヲ仰ギ、從來ノ行キ掛リニ捉ハレズ、法規ノ掣肘ヲモ除ク途ヲ拓イタ次第デアリマスルガ、今後各方面ニ亘ツテ更ニ工夫ヲ凝シ、諸計畫ニ何等遲滞ナカラシムルハ素ヨリ、一歩進ンデ計畫量以上ノ増産ヲ期シテ努力致ス所存デアリマス。諸君ニ於テモ時局ニ鑑ミ、政府ノ意ヲ體シ、區々タル準繩ニ捉ハレズ、適時適應ノ處置ニ出デ、思ヒ切ツテ生産増強ノ指導ニ當ラレンコトヲ切ニ望ム次第デアリマス。此ノ重大時局ニ直面致シマシテ、最モ緊要ナルコトハ、一億國民ガ常ニ必勝ノ信念ヲ堅持シ、飽ク迄モ強靱ナル闘志ヲ以テ戰ヒ抜クコトデアリマス。今ヤ國民ハ戰ヒニ勝タンガ爲ニ、不自由ヲ忍ビ、艱難ニ

堪ヘテ各自ノ最善ヲ盡シテ其ノ業ニ勵ンデ居ルノデアリマス。愈、必勝ノ信念ヲ固クシ、生活ノ刷新、消費ノ節約、貯蓄ノ増強ニ徹底シ、如何ナル事態ニモ動ゼザル實質剛健ニシテ、清新簡素ナル戰時生活ヲ確立セントシテ居ルノデアリマス。肇國以來幾度カ國難ヲ突破シテ參リマシタ大和魂ハ、今こそ其ノ威力ヲ最高度ニ發揮セラレントシテ居ルノデアリマス。諸君ハ此ノ國民ノ盛リ上ル忠誠心ヲ愈、昂揚シ、臣道實踐ノ實ヲ擧ゲ、官民ニ致聖戰完遂ニ邁進センコトヲ期セラレ度イノデアリマス。

尙此ノ機會ニ於テ私ハ二三ノ點ニ付キ率直ニ私ノ心境ヲ吐露シテ諸君ノ實行ヲ要望致シ度イト思ヒマス。今後戦局ノ進展ニ伴ヒマシテ、更ニ國民生活ノ上ニ種々ノ影響ガ生ズルコトモ想像セラレルノデアリマスガ、國民ガ愈々奮起シテ之ニ堪ヘ、之ヲ克服シテ行カネバナラヌコトヲ思ヒマスレバ、官吏タル者ハ此ノ時局下ノ國民ニ對シテハ、飽ク迄モ暖キ思ヒ遣リノ心ヲ以テシ、出來得ル限り懇切丁寧ヲ旨トシ、國民ガ不安ヤ不満ヲ抱クコトナク進ンデ各ノ業ニ勵ム様ニ特ニ努メネバナラヌノデアリマス。苟モ諸君ノ管下ニ於テ、不安ヲ抱キ、又ハ不満ヲ有スル者ガアツタナラバ、諸君ハ之ヲ積極的ニ導キ、丁寧ニ教ヘ、以テ諸君ノ管下ニ、斯ノ如キ者ノ一人モナカラヌコトヲ期セネバナラヌノデアリマス。斯クシテこそ、民ヲ視ルコト子ノ如シト慈ミタマフ、大御心ニ副ヒ奉ルコトモ出來非常時局下ノ複雑ナル行

政ノ圓滿ナル運行ヲモ期シ得ルノデアリマス。
又官紀ノ肅正ニ付イテハ既ニ屢、私ノ訓示シタ所デアリマスガ、時局ノ進展ト共ニ、官吏タルモノハ愈々、自ラヲ省ミテ言行ヲ慎ミ、眞ニ一般ノ儀表タルノ實ヲ具ヘネバナラヌノデアリマス。多クノ部下ヲ有スル官吏ニ於テ特ニ然リデアリマス。而シテ部下ヲ率キルニ當ツテハ、常ニ寬嚴宜シキヲ得、一方ニ於テ春風ノ如キ骨肉ノ温情ヲ以テ之ヲ導クト共ニ、邪ヲ正スニ當ツテハ秋霜ノ如キ凜然タル態度ヲ以テ之ニ臨ムコトヲ要スルノデアリマス。之ガ爲ニハ、諸君ハ部下ノ執務上ノ得手、不得手、其ノ他ノ特徴ヲ知ルハ勿論ノコト、健康状態、家庭ノ事情等ヲモ之ヲ詳カニシ、以テ部下ヲシテ心ヲ安ンジテ然モ油斷ナク御奉公セシムル様ニ心懸ケルコトガ必要デアリマス。而シテ之ノ部下ノ統率ノ要點デアルト私ハ信ズルノデアリマス。周到ナル注意ト温情トヲ一方ニ持ツテこそ、部下ニ對スル鞭撻モ亦威力ガアリ、一家ノ如キ親シミノ中ニ自ラ侵シ難キ規律アルコトヲ期シ得ルノデアリマス。
今ヤ、政府ハ全力ヲ擧ゲテ各般ノ施策ヲ樹立シ、之ヲ實現徹底セシメ、以テ 聖明ニ應ヘ奉ランコトヲ期シテ居ルノデアリマスガ、政府ノ決定シタル方針ガ、一度諸君ノ許ニ達セラルルヤ、其ノ趣旨ガ速ニ諸君ノ部下ニ又管下一般ニ徹底スル如ク、所謂縦ノ線ガ十分ニ貫スルコトハ、特ニ現下ノ時局ニ於テハ極メテ必要デアリマス。之ガ爲ニハ諸君ハミヅカラ率先陣頭ニ立ツテ事ニ當リ、行政ノ末梢ニ至ル迄

ノ透徹狀況ヲ機ヲ逸スルコトナク實地ニ付イテ之ヲ調査シ、常ニ新ナル工夫ヲ加ヘテ之ガ滲透ヲ圖リ、以テ聊カノ緩ミヲモ生ゼシメズ、政府ノ意圖ガ正シク、速ニ傳ヘラレ實現セラレル様、不斷ノ努力ヲ續ケルコトガ肝要デアリマス。
私ハ就任以來今日ニ至ル迄、或ハ地方長官會議ニ於テ、或ハ他ノ機會ニ於テ已ニ屢、訓示ヲ以テ所信ヲ披瀝シテ參ツタノデアリマス。從ツテ私ノ訓示ノ趣旨ハ諸君ニ於テモ十分ニ理解セラレテ居リ、又諸君ノ部下ニ對シテモ之ヲ徹底セシメツツアルコトト信ジマスガ、私ノ此ノ際特ニ強ク希望致シマスルコトハ、之レガ實行セラレルコトデアリマス。之ニ付イテハ切ニ諸君ノ一段ノ努力ヲ要望スル次第デアリマス。
重大時局下ニ於テ諸君ノ御勞苦ハ誠ニ大ナルモノガアルト御察シ致シテ居ルモノデアリマス。而シテ此ノ御勞苦ト御勉勵トニ對シマシテハ、厚ク感謝ノ意ヲ表シテ居ルモノデアリマス。今ヤ時局ハ愈々、重大ナラントシテ居リマス。第一線ノ行政ヲ擔當シテ居ラレマスル諸君ノ職責ハ益々、重大デアリマス。私ハ諸君ガ渾身ノ力ヲコメテ、此ノ上共一層奮闘セラレンコトヲ切望スル次第デアリマス。
之ヲ以テ私ノ訓示ヲ終リマス。

特
情

秘

(分類 15.3.0.5)

Zurich No. 6 (A) 18. 4. 14.
18. 4. 16.

National Zeitung editorial entitled "Japan's importantest year" remarked the Tojo's prefectural governors conference address stating that the coming year decides the Japan's fate was "observation that is notably different from earlier formulas which had an assureder tone". The editorial noted unclear whether Tojo had in mind a general world war picture or only the G.E.A. war. If he thought about the world situation he must been guided by realization that decision in Europe this year even if it did not mean the war's immediate end would lessen Japan's victory chances. If he thought about the G.E.A. war he must have had in mind United's reports they are preparing for offensive that place Japan also its military leaders in difficulties. The editorial quoted lengthily Frankfurter Zeitung's Tokyoer citing Japanese press particularly

東條首相の重要年論
は、世界戦争の
決断に、
影響を及ぼす
ものと見られる

特
情

秘

- 2 -

...
particularly Yomiuri's articles relative to American
prepartations bomb Tokyo. The editorial concluded
stating "naturally it is difficult to determine
what is easy to see reading the Japanese press of
Tojo's address is that in the Far east litzwar
to
seems have not produced trees that reach sky and
that the war follows her own laws there as much as
anywhere else".

REEL No. A-0580

0299

アジア歴史資料センター

公	信	案
外	務	省
松本外務次官 上村政務局長 治澤通管局長		

(日本標準規格B5)

發信用執務用	
生信	
甲	
乙	
丙	
丁	
備考	昭和十八年四月十四日

文書課長	文書課發送	昭和十八年四月十四日發送濟	淨書	正校(原稿)	昭和十八年四月十四日起草
主任	普通密	小中云代	號	昭	昭和十八年四月十四日附屬
受信人名	松本外務次官				
件名	地方長官閣僚問答會ノ當省側出席者				
送附	四月十四日附當信ノ以テ送附ノ十五(本館)				
拜啓	陳者				
公	信	案	外	務	省

(分類 5.3.0.5)

大日本帝國政府

秘書官
管理第六八九號

昭和十八年四月十七日

昭和十八年四月十九日接受

內務省管理局

外務省文書課長殿

地方長官會議配付書類ニ關スル件

今般開催セラレタル地方長官會議ニ於テ貴省ヨリ配付セラレタル書類參考ニ供シ度候間御手数乍ラ三部宛御送付相煩度此段御依頼候也



大日本帝國政府

秘書官
官文第四四八號

昭和十八年四月二十日

昭和十八年四月廿三日接受

大東亞大臣官房 文書課

外務大臣官房 文書課長殿

地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ關スル件

今回ノ地方長官會議ニ於ケル貴省大臣訓示、指示事項其ノ他配付書類參考ニ供シ度ニ付各六部寄贈相煩度此段依頼ス



政務局

第一課長

寺

發信用執務用	
主信	
附	
甲	
乙	
丙	
丁	
備	15.3.0.5

文書課長

文書課發送昭和拾八年四月廿三日發送済

淨書

正校(原稿)

昭和十八年四月

十九日起草

(淨書)

管主 文書室 任主

文普通第八二號

昭和拾玖年四月廿一日附屬

受信人名

内務省管理司長

發信人名

外務省文書課長

件名

地方長官會議配布書款之因付

四月十六日附帶管理第六八八號書信ヲ以テ仰申越ノ

右件之因付者之於十八日先般向係ノ地方長官會議ニ

公信案 外務省

配布之書款無之ニ付右仰ノ應和致スル故ニ
 答申進ス

公信案 外務省

公 信 案

外 務 省

申述ス

取付之書類等之付在印了承取致之段回答

主信			
附	甲		
	乙		
	丙		
屬	丁		

政務局
第一課長

文書課長	文書課發送 昭和拾八年四月廿六日發送済	管主 秘書室	主任	昭和拾八年四月廿六日附	附屬
文書課長	普通第一五九號	受 信 大東亞大臣官房	人 文書課長	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件
文書課長	昭和拾八年四月廿六日附	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件
文書課長	昭和拾八年四月廿六日附	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件	名 件 地方長官會議ニ於ケル配付書類ニ関スル件

22 39

大日本帝國政府 (分類)

秘書官
官文八三號

昭和十八年四月二十七日

文部大臣官房文書課長



外務大臣官房文書課長殿

地方長官會議ニ於ケル配付資料等ニ關スル件

先般開催セラレタル編輯會議ニ於テ貴省ヨリ地方長官ニ配付セラレタル大臣訓示要領其ノ他ノ資料參考ニ致度ニ付各三部御送付相煩度此段及御依頼

昭和十八年四月廿八日接受

發信用執務用			
主信			
附	甲		
	乙		
	丙		
屬	丁		
備	送	九三〇	

改務局
第一課

公文	案	外務省
名件	受人信受	管主
四月二十七日附官文八三號 地方長官會議ニ於ケル配付資料等ニ關スル件	文部大臣官房文書課長	文書課發送 昭和十八年五月三日 兼送濟 淨書 松白 正校(原稿) 昭和十八年四月廿八日附 附屬
名件録記	受人信發	
	文書課長	

30 7

150.0 /

月送受及號局議合									日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月	月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日	日		

至急

丙

施行 昭和十八年十二月十一日

主任

管理局長 (印)

事務官 (印)

公	
信	
案	
外	
務	
省	

右會議ニテ配付セル資料等之付右印了承相成
 左如故回答申進ス

第 號	第 號
送受	送受
月 日	月 日

陸

内務入道野村胡堂中へ申入
十二月八日附丙第四。四三辨ヲムテ御覽會

相成リタル地方長官招待晩餐會ニ於ケル

大臣挨拶中ニ挿入スルキ事項別紙ノ

通ニ有之候ニ付可成御取計相成度此段

及回答復也

(別紙添付)

明治十八年十一月十一日

地方長官招待晚宴會ニ於ケル内務大臣挨拶

案中外地關係ノ分

内務省管理局

朝鮮臺灣ニ於キマシテハ航空兵器ノ増産ハ未ダ見ルベキモノガアリマセヌガ戦力増強上ノ根幹デアリマスル鐵鑛其ノ他鑛産資源ノ開發竝ニ輕金屬ノ増産ニ付キマシテハ其ノ負荷セラレマシタ使命ハ甚ダ重大デアリマス、之ガ爲ニ鑛ニ兩總督府ノ機構ヲ改正シ軍需生産ノ飛躍的増産ヲ圖ル目的ヲ以テ新ニ鑛工局ヲ設置致シ且權要ナル地ニ工務官ヲ配置シテ之ガ強力ナル推進ヲ實施スルコトト相成ツタノデアリマス。即チ其ノ豐富ナル電力、勞務或ハ其ノ地理的地位等ノ立地條件ニ惠マレテ居ル關係上之ガ増産ノ責務ハ益々加重セララルル狀況ニアリマスノテ、此ノ重大ナル決戦下ニ於テ一層總力ヲ結集シテ之ガ軍需物資ノ緊急増産ニ邁進致サネバナラスト存スルノデアリマシテ外地關係各位ニ於カレマシテハ一層指導力ヲ集中シテ之ガ生産確保ニ御盡瘁アラシコトヲ期待スル次第デアリマス。

内務省

規格 D 4

寫

大日本帝國政府

丙第四〇四三號

昭和十八年十二月八日

內務大臣官房人事課長

管理局長 殿

本日別途及通知候通本月二十二日地方長官會議開催可相成ニ付當日
內務大臣官舎ニ於ケル晚餐ノ際ノ大臣挨拶中ニ挿入スベキ事項有之
候ハバ十一日正午迄ニ當課へ御提出相成度此段及照會候也

大日本帝國政府

丙第四〇三九號

昭和十八年十二月七日

內務大臣官房人事課長

管理局長 殿

來ル十二月二十二日一日間ノ豫定ヲ以テ別紙ノ通地方長官會議開催
相成候條此段及通知候也

大日本帝國政府

地方長官會議開催ニ關スル件

一、趣旨
今次ノ會議ハ戰力增強特ニ航空機ノ増産ニ關シ打合ヲ行フモノトス

一、時期及會期
十二月二十二日（水曜日）ノ一日間トス

一、運營方法

會議ハ內閣總理大臣官舎ニ於テ各大臣及關係事務當局列席ノ上別紙次第ニ依リ之ヲ行フモノトス

大日本帝國政府

地方長官會議次第

昭和十八年十二月二十二日（水）

午前八時二十分 內閣總理大臣官舎參集

同 八時三十分 內閣總理大臣兼軍需大臣訓示

同 九時二十分 參 內

同 十時 十分 航空兵器總局長官説明

關係官説明

（質疑應答）

休憩

午餐

再開

午後一時 右終了後當面ノ要務ニ付協議懇談

同 六時 內務大臣官舎ニ於テ內務當局ト懇談

備考 當局ノ説明ハ機密ニ亙ル事項アルニ付各省關係官ノ出席ヲ可成限定スルコト

丙第四一四七號

昭和十八年十二月十五日

內務大臣官房人稱課



供覽 丙

特務局長

總務課長

事務官

管理局長殿

18.12.16



地方長官會議ニ於ケル當空關係會議次第ニ及御通知候處軍備局ヨリノ戰況説明ニ關シテハ別紙ノ通決定相成候條此致及通知候
追テ選ニ及御通知候「地方長官會議次第」中「同九時三十分迄内」トアルハ「同九時三十分迄内」ニ相成候條御了知相成候處此致申添
候

備考
本件係朝鮮、台灣出張所及局外他課ニ配付所向

內務省關係地方長官會議次第

(十二月二十二日內務大臣官舎)

午後六時

內務大臣官舎發案

晚餐

懇談

同 七時三十分

一級情勢ニ就テ

岡海軍省軍務局長

戰況説明

栗原大本營海軍報道部長

同 九時

散會

大日本帝國政府

管理局長

地方長官會議ニ開スル件

本府側出席者ハ六日附生員官宛四電ノ

通ニシテ財政部長ノ但山口物産局長ノ

出席ノ予定ナリ念ノ爲

総務官房 地方監督官房

管理局長 殿

件

一、台湾總督府書記官

山口一夫

官職氏名人事課

電

3312

コウシ マチン

緊急官房

タイムセ

181

18.12.1

015

チホウテウカンカイギ ニカンスルケン「ホン」ガ ワシムツセ
キシヤハ六ヒツケキカンアテカイデ ンノトホリニシテサ イムキ
ヨシテウノホカヤマジ チブ ツシド ウインカテウモシムソセキ
ノヨテイナリネンノタメ「ソウト」カンホ ウチホウカンサツカテ

省 信 送 號十四第

三政大

第323號
18.12.9
內務省管理局

大日本帝國政府

丙第四〇三九號

昭和十八年十二月七日

內務大臣官房人事課長



管理局長殿

來ル十二月二十二日一日間ノ豫定ヲ以テ別紙ノ通地方長官會議開
催相成候條此段及通知候也

第323號
18.12.9
內務省管理局

大日本帝國政府

供覽

丙

丙第四〇四三號

昭和十八年十二月八日

內務大臣官房人事課長



管理局長

總務課長

事務官

管理局長殿

本日別途及通知候通本月二十二日地方長官會議開催可相成ニ付當
日內閣大臣官舎ニ於ケル晚餐ノ際ノ大臣挨拶中ニ挿入スベキ事項
有之候ハハ十一日正午迄ニ當課へ御提出相成度此段及照會候也

局内他件字配布済

地方長官會議開催ニ關スル件

一、趣旨

今次ノ會議ハ戰力増強時ニ航空機ノ増産ニ關シ打合ヲ行フモノトス

二、時期及會期

十二月二十二日(水曜日)ノ一日間トス

三、運営方法

會議ハ内閣總理大臣官舎ニ於テ各大臣及關係事務當局列席ノ上別紙次第ニ依リ之ヲ行フモノトス

地方長官會議 次第

昭和十八年十二月二十二日(水)

午前八時二十分 内閣總理大臣官舎參集

同 八時三十分 内閣總理大臣兼軍需大臣訓示

同 九時二十分 參 内

同 十時十分 航空兵器總局長官說明

關係官說明

(質疑應答)

休憩

午餐

再開

右終了後當面ノ要務ニ付協議懇談

内務大臣官舎ニ於テ内務當局ト懇談

(軍備局ヨリ職況說明アリ)

備考 當局ノ説明ハ機密ニ且ル事項アルニ付各省關係官ノ出席ヲ可成限定スルコト

同 六時

午後一時

合 議 局 號 及 受 送 月										主 管 局 號 及 受 付 日 月	
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號		
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受		
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
尚 出 席 者 ハ 財 務 局 長 以 外 ニ キ ヤ 急 ノ 為 付	同 上 ノ 如 シ	地 方 長 官 會 議 ハ 来 ル ニ 二 十 二 日 向 催 決 定 セ リ		佐 博 地 方 監 査 長 ノ 花	朝 野 地 方 長	尚 以 下 ハ 台 灣 ノ ミ	電 報 安 未			管 理 局 長 ノ 了	案 起 昭 和 十 八 年 十 二 月 八 日
										總 務 課 長	主 任 天 野

丙

施 行 月 日

規格 115.

合議局號及受送月									主管理局號及付日月
第	第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	拝謁ノ際ノ服装ハフロックコート又ハ毛		地方長官會議出席者官邸氏者了承	朝鮮地方評長 亮			電報案	管理局長 總務課長	主任
									昭和三十八年十二月三日

丙

施行 昭和十八年十二月三日

主任

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日
	回電アリ

内務省

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

内務省

ウニングシャツ(國民服ハ着用セザルユト)
 至ウニング着用ノ場合ハ手袋及シルクハツ
 トヲ用セザルモ支障無クニ付右ノ如ク知
 アリ候

大日本帝國政府

閣報記事

(國定規格紙六×三七種)

(區雷) 地方長官會議ニ朝鮮ヨリノ出席
 予定者ハ全羅北道知事金大羽 平安北道
 知事信原正 咸鏡北道知事曹川兼秀ノ
 三名ニ附 御了知アリラン
 尙 拜謁ノ際ハ服装詳細御回示相煩度
 朝鮮總督官房地方課長
 菅野理局長 殿

氏名 人事係(通下指) (一三三)

13.12.3

昭和八年五月廿日

三一一三
 ケイゼウ 三二九三 コセ、三八
 カンリキヨクテフ
 ハンデ (三チヒニテウセンヨリノハシイワヨテイシヤハセセ
 アヨチジ キンダ イウ、一ハイチジ ノフ ハラサトシ、六カイ
 イチジ フルカワカネヒデ ノ三メイニツキニコイカナホハイエツ
 ノサイノフクソウシヨウサイコ カイジ 一アツ」テウゼンソウトク
 カンホ ウチホウカテフ

セ八、四〇 サ

天日本帝國政府

閣下報記文

（閣下規程第百八十二條）

（返書） 地方長官會議ニ朝鮮ヨリ出席
 予定者ハ全羅道知事金大羽 平安道
 知事信原正 咸鏡道知事曹川兼奉
 三名ニ附 御了知アリ
 尙拜謁ノ際ハ服ヲ詳細御回示相煩度
 朝鮮總督官房地方課長
 官理局長殿

以如（人形保）道不保（三）

第270号
 18.12.3
 内務省

昭和十三年五月廿日

三
 ケイセウ 三ニ九三 コセ、三八
 カンリキヨクテフ
 ハンデ ン（三チヒニテウセンヨリノハシイワヨテイシヤハセセ
 アヨチシ キンダ イウ、一ハイチシ ノフ ハラサトシ、六カイ
 イチシ フルカワカネヒデ ノ三メイニツキニロイカナホハイエツ
 ノサイノフクソウシヨウサイゴ カイシ 一アツ「テウセンソウトク
 カンホ ウチホウカテフ

セ八、四〇 サ

合議局號及受送月									主管理局及受付月日	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">至急</div>	
號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
										案起
										昭和十八年十二月二日
										主任
										<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">天聖</div>
										管理局長了
										總務課長
										電報室 (至急) 親展
										台灣官房地才監査課長宛
										一丁アロ
										御電照ニ係ル地方長官會議ハ末ル十二月二十
										三也アハ
										二日前後ニ於テ肉僱ハ豫定ナルコト前電ノ通

丙

施行 九 月 二 日

規格 B5

日	
第	第
號	號
送	送
月	月
日	日
<p>内務省</p> <p>シテ其ノ日時ハ未ク法定セズ</p>	

大日本帝國政府

電報譯文

十月三十日電報ノ地方長官會議何日頃
開催ノ予定ナルヤ 御回答ヲ請フ

臺灣總督府總務局長

管理局長殿

(國定規格52×112mm)

Handwritten notes on a separate sheet of paper, possibly a receipt or ledger, with various characters and numbers.

報 電 1-2409

送金 3

九〇〇九
イロセ
七〇〇
タイホク
七
コホ
〇
三〇

親展

緊急官報

18.12.1

ソウムキヨクテウ
ロカイサイノヨ
イナルマ
カイジ
コフタイ
ワンソウトクフ

ヨーツキミヒ
ンホ
ウノチ
ホウテ
ウカン
カイギ
ナンニ
チゴ

省 信

セ六ノ一

18.12.1

日	第
送	第
受	號
月	送
月	受
日	月
日	日

一日同地才長官會議由催ノ豫定ニシテ附
 議事項ハ戦力増強特ニ航空機増産ニ関ス
 此係ナルニ付貴府閣僚官及貴管下地方
 長官ヲ出席セシメラルルヤウ申取斗相々
 廣々採擷ハ閣僚ニアリ出席者決定ノ上
 其ノ官職氏名等至急付回電アリ候

勅令第

號

臺灣總督府交通局ノ官吏ニシテ臨時陸海軍特設ノ事務ニ從事シ又ハ戰時
若ハ事變ニ際シ交通局外ニ於テ臨時交通ノ事務ニ從事スル者ハ之ヲ定員
外トシ其ノ補缺ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ定員外ト爲リタル者交通局ニ復歸スル場合ニ於テ定員
充實セルトキハ復歸後一年ヲ限り更ニ之ヲ定員外ト爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年勅令第三百三十五號及昭和十四年勅令第六百五十九號ハ之ヲ
廢止ス

臺灣總督府交通局ノ官吏ニシテ明治三十七年勅令第三百三十五號又ハ明治
三十八年勅令第四十三號ニ依リ定員外ト爲リタル者ハ第二項ノ規定ノ適
用ニ付テハ之ヲ第一項ノ規定ニ依リ定員外ト爲リタル者ト看做ス